(2)　所掌事務
会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとした。（第一九条関係）
イ　中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、2の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、平成三七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。
ロ　内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。
(3)　組織等
会議は、委員二〇人以内をもって組織し、委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとした。（第二〇条及び第二一条関係）
(4)　設置期限
会議は、(一)の(4)の政令で定める日以前の政令で定める日まで置かれるものとした。（第二四条関係）
4　雑則
(一)　財源の確保
2の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに2の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとした。（第二八条関係）
(二)　地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議
政府は、2の(三)の(4)イの(イ)から(ハ)まで及び(4)ロ並びに(三)の(7)イの(ロ)に掲げる事項に係る措置その他2の措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものを講ずるに当たっては、全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指すものとした。（第二九条関係）
5　施行期日
この法律は、公布の日から施行するものとした。ただし、本部に係る規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から、会議に係る規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第三四一号）（内閣府本府）
1　国家戦略特別区域法の施行に伴い、政策統括官の職務につき所要の整備を行うこととした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域諮問会議令（政令第三四二号）（内閣府本府）
1　国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）に、専門の事項を調査させるため、会議の意見を聴いて、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとすることとした。
2　会議に、その議決により専門調査会を置くことができるものとし、専門調査会に属すべき専門委員等は、議長が指名することとした。
3　その他会議の運営等に関する所要の規定を置くこととした。
4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第三四三号）（内閣府本府）
1　沖縄において食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成一〇年法律第五九号）第八条第一項の認定を受けた者であってその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、同法第九条第二項に規定する認定高度化基盤整備計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得に必要な資金の貸付けの業務を行うことができるものとすることとした。（本則関係）
2　この政令は、平成二五年一二月二〇日から施行することとした。

◇食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三四四号）（農林水産省）
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五九号）の施行期日は、平成二五年一二月二〇日とすることとした。

◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第三四五号）（厚生労働省）
一　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正（第一条関係）
1　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定（以下「ハンガリー協定」という。）の規定により相手国法令の適用を受けるものとして国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者の配偶者又は子であって、国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者としないものの範囲について定めることとした。
2　国民年金の任意脱退の規定の適用に関し国民年金の被保険者期間とみなされる相手国期間について、ハンガリー協定及び社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定（以下「インド協定」という。）に係る相手国期間を追加することとした。
3　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成一九年法律第一〇四号。以下「法」という。）による厚生年金保険の加入の特例制度の対象となる社会保障協定について、ハンガリー協定及びインド協定を追加することとした。
4　障害手当金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、インド協定に係る相手国期間を追加することとした。
5　障害基礎年金又は障害厚生年金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間から、ハンガリー協定に係る相手国期間を除くこととした。
6　法の規定を適用することにより支給する給付等については、ハンガリー協定については公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、インド協定については理論的に可能な期間に基づく按分率により、給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となる相手国期間の範囲について定めることとした。
二　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令等の一部改正（第二条～第四条関係）
社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令について、一の5及び6に準じた改正を行うこととした。
三　施行期日
この政令は、ハンガリー協定の実施に係る部分についてはハンガリー協定の効力発生の日から、インド協定の実施に係る部分についてはインド協定の効力発生の日から施行することとした。